

輸入車の環境負荷物質の対応状況について

現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車ならびに米国製造車は、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求^(*)に適合していることを確認しております。

(*) 欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU 委員会決議 による修正 2002/525/EC に基づく要求

<参考> EU ELV 指令環境負荷物質要求

2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。

物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
鉛	機械加工用の鋼鉄ならびに亜鉛メッキ鋼；最大 0.35 w%	(期限未設定)	鉛	電子基盤ならびに他の電気装備のハンダ	(期限未設定)
	機械加工目的のアルミ 最大 2 w% 最大 1 w%	2005年7月1日まで 2008年7月1日まで		鉛が 0.5w%を超えるブレーキライニングの銅	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2004年7月1日まで
	銅合金；最大 4w%	(期限未設定)		バルブシート	2003年7月以前に開発されたエンジンのみ 2006年7月1日まで
	鉛-銅ベアリングシェル、ブッシュ	(期限未設定)		ガラス・セラミック合成物に鉛を含む電気部品。ただし、電球(バルブ)のガラスと点火プラグの Glaze(ガラス塗膜)を除く	(期限未設定)
	バッテリー	(期限未設定)		電球(バルブ)のガラスと点火プラグの Glaze(ガラス塗膜)	2005年1月1日まで
	振動ダンパー	(期限未設定)		インフレーター等の点火装置	2007年7月1日まで
	ホイールバランススウェイト	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2005年7月1日まで		6価 クロム	防錆コーティング
	液体操作ならびにパワートレイン装備でのエラストマーの加硫剤ならびに安定剤	2005年7月1日まで		モーターキャラパンの冷蔵庫	(期限未設定)
	保護塗装の安定剤	2005年7月1日まで	水銀	ディスチャージランプとインストパネルの表示	(期限未設定)
	電気モーターのカーボンブラシ	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2005年1月1日まで	カドミ ウム	厚フィルムの糊(ペースト)	2006年7月1日まで
			電気自動車のバッテリー	2005年12月31日以降、それ以前の車の交換 NiCd 電池のみ認められる。	